

## ○農林水産省告示第四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

四の(二)のイ中、「六度以上十二度」を「摂氏六度以上摂氏十二度」に改め、同(三)のアの表の果実温度の欄中「二十二度以上」を「摂氏二十二度以上」に、「十七度以上二十二度」を「摂氏十七度以上摂氏二十二度」に、「十二度以上十七度」を「摂氏十二度以上摂氏十七度」に、「六度以上十二度」を「摂氏六度以上摂氏十二度」に改める。

五中、「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。